

5月21日 読売新聞

2018年(平成30年)5月21日(月曜日)

(第3種郵便物認可)

福岡大同青果

# 架空取引 2億5000万円着服

元課長代理

100回以上繰り返す

福岡市中央卸売市場の青果卸売会社「福岡大同青果」の課長代理だった男性(30歳代)が架空取引を繰り返し、8年間で約2億5000万円を着服していたことがわかった。別部署の部長だった男性(50歳代)が正規の取引で生じた損失を隠すため架空取引をしていたことも判明。同社は2人を懲戒解雇とした。

## 元部長の損失隠しも発覚

同社によると、元課長代理はタマネギや長芋の取引を担当。2010年1月から今年2月まで、福岡県内の業者から野菜を仕入れたとする架空取引を100回以上繰り返し、同社が支払った代金を業者から現金で受け取っていた。

取引で生じた架空の在庫は、別の業者と正規の取引を行う際、帳簿に実際よりも多い数量を記し、単価を操作することで解消していた。同社の調査に対し、元課長代理は着服を認めて「ギャンブルに使った」と話しているという。

一方、元部長は仕入れ価格の高騰で生じた数百万円の損失を隠すため、13年から4年間で、数百回の架空取引で利益が出たように偽り、帳簿上は損失がないように偽装していた。着服はなかったという。昨年10月、同社の定期検査で、帳簿上で未回収代金があるとされた取引が存在しないことが判明して発覚した。最初の損失を含め、架空取引に伴う手数料などの支払いで、同社は約8000万円の損害を被ったという。

着服も発覚した。同社は2人に全額弁済を求めており、法的措置も検討している。

同社は九州最大手の青果卸売会社で、16年度の取扱量は約34万ト、売上高は約741億円。同社管理部は「膨大な取引がある中で、在庫確認などの管理が甘くなった。再発防止に努める」としている。

**業務改善命令へ**  
市場開設者の福岡市

福岡大同青果で判明した架空取引について、中央卸売市場開設者の福岡市は6月中にも卸売市場法に基づき業務改善命令を出す方針を固めた。今後、農林水産省とも協議する。市は一連の不正が「業者に対する強い立場を利用した悪質な行為で、公正な取引を損なう」と判断した。

## ○山口県卸売市場条例

昭和四十七年三月三十一日  
山口県条例第七号

## 山口県卸売市場条例

## 目次

## 第一章 総則(第一条・第二条)

## 第二章 地方卸売市場

## 第一節 開設及び卸売の業務についての許可等(第三条-第十一条)

## 第二節 業務についての規制及び監督(第十二条-第二十一条)

## 第三章 その他の卸売市場(第二十二條-第三十九條)

## 第四章 雑則(第四十条-第四十三条)

## 第五章 罰則(第四十四条-第四十六条)

## 附則

～中略～

(開設の許可の申請)

第三条 法第五十五条の規定による地方卸売市場の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名

三 地方卸売市場の名称

四 取扱品目

2 前項の申請書には、定款その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 法第五十六条第二項の規定により業務規程に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

一 地方卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

② 三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの)

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

八 施設の使用料

4 法第五十六条第三項の規定により事業計画に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み

二 施設の種類、規模、配置及び構造

三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

～中略～

① (市場取引委員会)

第十七条の二 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更(第三条第三項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べるができる。

3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

～省略～

## ○下関市地方卸売市場新下関市場業務条例

平成19年12月19日

条例第51号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
  - 第2章 市場関係事業者
    - 第1節 卸売業者(第6条—第16条)
    - 第2節 仲卸業者(第17条—第25条)
    - 第3節 売買参加者(第26条—第28条)
    - 第4節 関連事業者(第29条—第34条)
  - 第3章 売買取引及び決済の方法(第35条—第51条)
  - 第4章 卸売の業務に関する品質管理(第52条)
  - 第5章 市場施設の使用(第53条—第59条)
  - 第6章 監督(第60条—第62条)
  - 第7章 下関市地方卸売市場新下関市場運営委員会(第63条—第70条)
  - 第8章 雑則(第71条—第76条)
- 附則

～中略～

③ 第7章 下関市地方卸売市場新下関市場運営委員会

(設置)

第63条 県条例第17条の2に規定する事項を調査審議するため、下関市地方卸売市場新下関市場運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第64条 委員会は、市長の諮問に応じて、次の事項を調査審議する。

- (1) 市場の運営に関すること。
- (2) 市場の整備に関すること。
- (3) 県条例第3条第3項第3号から第7号までに掲げる事項の変更に関すること。
- (4) 公正かつ効率的な売買取引に関し、必要と認められる事項

2 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第65条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第66条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第67条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 68 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があれば、速やかに会議を招集する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(庶務)

第 69 条 委員会の庶務は、産業振興部市場流通課において処理する。

(委任)

第 70 条 第 63 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

～中略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、下関市中央卸売市場業務条例を廃止する条例(平成 19 年条例第 50 号)による廃止前の下関市中央卸売市場業務条例(平成 17 年条例第 211 号。以下「廃止前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 市場関係事業者
  - 第一節 卸売業者(第六条—第十六条)
  - 第二節 仲卸業者(第十七条—第二十五条)
  - 第三節 売買参加者(第二十六条—第二十八条)
  - 第四節 関連事業者(第二十九条—第三十四条)
- 第三章 売買取引及び決済の方法(第三十五条—第六十条)
- 第四章 卸売の業務に関する品質管理(第六十一条)
- 第五章 市場施設の使用(第六十二条—第六十八条)
- 第六章 監督(第六十九条—第七十一条)
- 第七章 諮問機関(第七十二条—第七十九条)
- 第八章 雑則(第八十条—第八十五条)
- 附則

～中略～

③ 第七章 諮問機関

(宇部市中央卸売市場運営協議会の設置)

第七十二条 宇部市中央卸売市場における業務の運営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、宇部市中央卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第七十三条 協議会は、委員十六人以内で組織する。

(所掌事務)

第七十四条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するほか、次の事項に関し、市長に建議することができる。

- 一 市場の条例及び事業計画に関する事項
- 二 市場施設の整備に関する事項
- 三 市場の業務の運営に関する事項
- 四 その他必要な事項

2 協議会は、この条例の変更(法第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項に限る。)及び第三十六条第一項第二号の市規則で定める割合に関し、市長に意見を述べることができる。

(委員の選出)

第七十五条 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者等並びに生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから市長が任命する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に市長が任命する専門の委員を置くことができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第七十六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第七十七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第七十八条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から第七十四条第二項に規定する所掌事務に関して発議があつたときは、会議を開催するものとする。
- 3 協議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七十九条 協議会の庶務は、市場の開設者において処理する。

～中略～

附 則(昭和四十八年四月二十八日条例第十一号) 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。

(昭和四十八年六月十四日認可)

目次

第一章 総則(第一条—第五条)  
第二章 市場関係事業者  
    第一節 卸売業者(第六条—第十四条)  
    第二節 仲卸業者(第十五条—第二十三条)  
    第三節 買受人(第二十四条—第二十八条)  
    第四節 関連事業者(第二十九条—第三十三条)  
第三章 売買取引及び決済の方法(第三十四条—第五十四条)  
第四章 市場施設の使用(第五十五条—第六十一条)  
第五章 監督(第六十二条—第六十四条)  
第六章 運営審議会(第六十五条—第七十条)  
第七章 雑則(第七十一条—第七十九条)  
附則

～中略～

③ 第六章 運営審議会  
(審議会の設置)

第六十五条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、市場の運営に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第六十六条 審議会は、委員十六人以内をもつて組織する。

2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第六十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第六十八条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六十九条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第七十条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

～中略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第五十五条の規定による知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第六条、第十二条第二項、第十五条、第十六条第一項及び第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第五十五条第一項、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十一条第二項、第七十七条、第七十八条、並びに附則第四項から第六項まで、附則第八項及び附則第十一項から第十五項までの規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(平成元年山口県告示第三三九号で平成元年四月二十八日から施行)

(関係条例の廃止)

- 2 防府市公設青果物地方卸売市場条例(昭和四十七年防府市条例第三十一号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

岩国市地方卸売市場条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）  
第 2 章 市場関係事業者  
    第 1 節 卸売業者（第 8 条—第 18 条）  
    第 2 節 仲卸業者（第 19 条—第 28 条）  
    第 3 節 売買参加者（第 29 条—第 31 条）  
    第 4 節 関連事業者（第 32 条—第 40 条）  
第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 41 条—第 67 条）  
第 4 章 卸売の業務に関する品質管理（第 68 条）  
第 5 章 市場施設の使用（第 69 条—第 76 条）  
第 6 章 監督（第 77 条—第 79 条）  
第 7 章 市場取引委員会（第 80 条—第 88 条）  
第 8 章 雑則（第 89 条—第 94 条）  
    附則

～中略～

③ 第 7 章 市場取引委員会  
（市場取引委員会の設置）

第 80 条 市場における売買取引に関し、必要な事項を審議するため、岩国市地方卸売市場取引委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 81 条 委員会は、この条例の変更（山口県卸売市場条例（昭和 47 年山口県条例第 7 号）第 3 条第 3 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項に係るものに限る。）及び市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 82 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。  
（委員の任期）

第 83 条 委員の任期は、2 年とする。

2 欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 84 条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（運営）

第 85 条 会長は、卸売業者、買受人等から発議があれば、速やかに委員会を開催するものとする。

(会議)

**第86条** 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第87条** 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

**第88条** 第80条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

～中略～

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の岩国市地方卸売市場条例（昭和47年岩国市条例第45号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○周南市地方卸売市場条例

平成 15 年 4 月 21 日条例第 191 号  
改正  
平成 17 年 6 月 30 日条例第 36 号  
平成 18 年 12 月 22 日条例第 94 号  
平成 21 年 3 月 27 日条例第 13 号  
平成 25 年 3 月 22 日条例第 13 号  
平成 25 年 12 月 24 日条例第 27 号

周南市地方卸売市場条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 市場関係事業者
  - 第 1 節 事業者の保証金（第 7 条—第 11 条）
  - 第 2 節 卸売業者（第 12 条—第 15 条）
  - 第 3 節 仲卸業者（第 16 条—第 21 条）
  - 第 4 節 売買参加者（第 22 条—第 26 条）
  - 第 5 節 関連事業者（第 27 条—第 30 条）
- 第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 31 条—第 49 条）
  - 第 3 章の 2 卸売の業務に関する品質管理（第 49 条の 2）
- 第 4 章 市場施設の使用（第 50 条—第 57 条）
- 第 5 章 管理（第 58 条・第 59 条）
- 第 6 章 雑則（第 60 条—第 65 条）
- 附則
- ～省略～

③ ○周南市地方卸売市場運営審議会規則

平成 15 年 7 月 28 日規則第 216 号  
改正  
平成 21 年 3 月 31 日規則第 34 号

周南市地方卸売市場運営審議会規則

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成 15 年周南市条例第 247 号）第 2 条の規定に基づき、周南市地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第 2 条** 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸業者
- (3) 売買参加者
- (4) 生産者
- (5) 関連事業者

(6) 消費者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、地方卸売市場担当課において処理する。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項については、会長が審議会に諮り定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年3月31日規則第34号)